

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 30日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県高浜市豊田町二丁目1番地1	
氏 名 株式会社豊田自動織機 高浜工場	
執行職 木全 春彦	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0566-53-7029	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	株式会社 豊田自動織機 高浜工場
事 業 場 の 所 在 地	愛知県高浜市豊田町二丁目 1 番地 1
計 画 期 間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	3 1 : 製造業 輸送機械器具製造業
②事 業 の 規 模	製品出荷額 : 29, 220, 400万円
③従 業 員 数	2, 372人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 環境マネジメントの推進体制は、別紙2参照 廃棄物の適正処理の管理体制は、別紙3参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・脱水機の適正な運転		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・従来の活動（脱水機の適正な運転、塗着効率の向上）を継続		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産業廃棄物の種類 → 別紙5参照 ・分別に関する取り組み → 受入時に廃棄物の分別に関する教育を実施		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし(従来の活動を継続)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (脱水汚泥)	濃縮廃液
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	961 t	311 t
	(これまでに実施した取組) ・脱水機/濃縮装置の適正な運転(脱水汚泥/濃縮廃液)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (脱水汚泥)	濃縮廃液
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1,033 t	334 t
	(今後実施する予定の取組) ・従来の活動（脱水機/濃縮装置の適正な運転）を継続		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	対象なし	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙6のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・適正なりサイクル業者を選定して委託する ・汚泥処理の一部を認定熱回収業者へ委託		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙6のとおり	
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者への委託量が、全委託量の99%のため、 現状を維持する		
	※事務処理欄			

備考

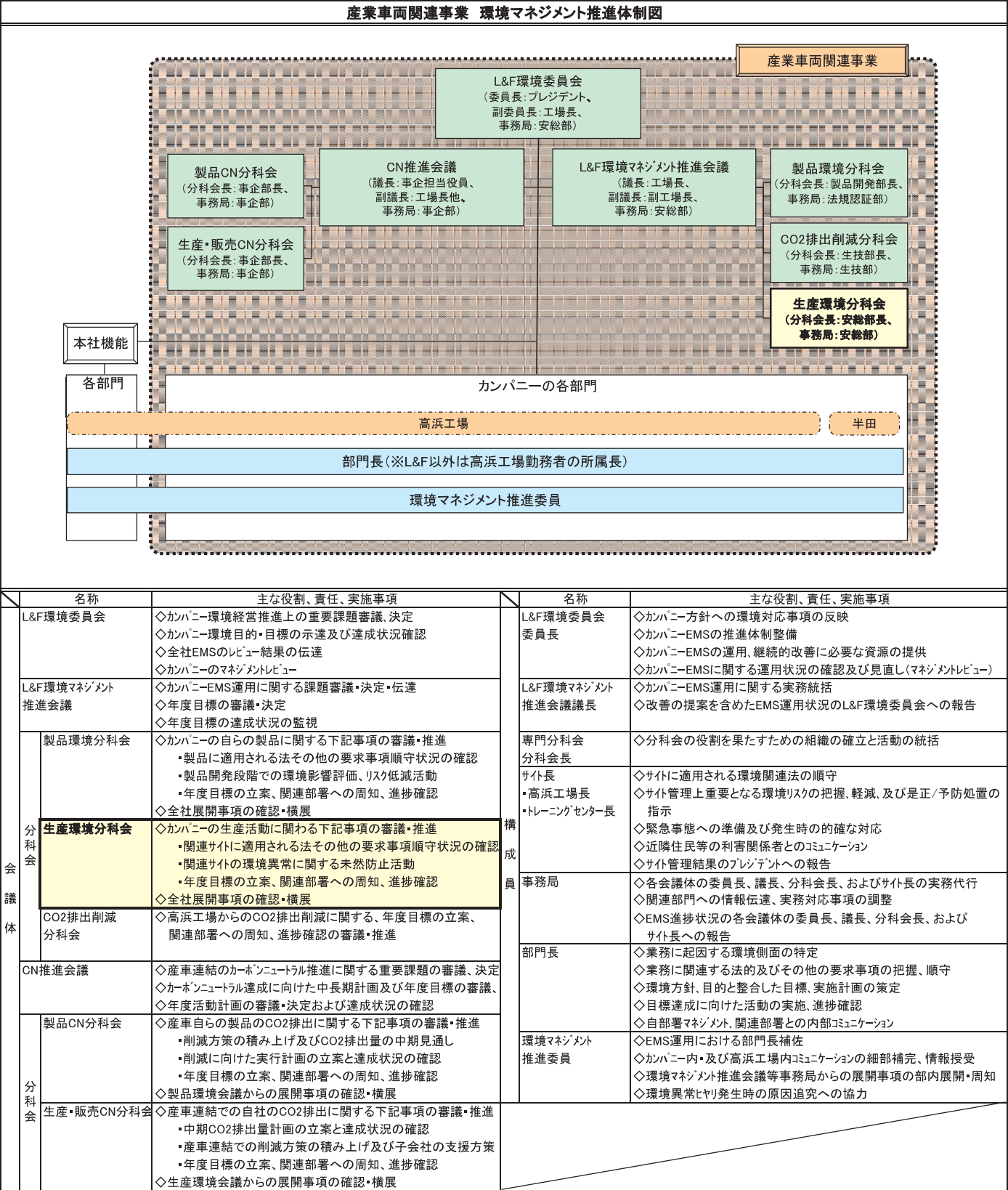
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の処理の一連の工程

【発生する廃棄物と再利用方法】

分 類	廃棄物名称	処理先	処理方法	再利用方法	備考
汚泥	汚泥	中間処理業者	焼却	セメント原料	
	研磨粉	中間処理業者	圧縮固化	製鋼原料	
	脱水汚泥	自社	脱水	路盤材	自社処理後、 業者へ委託
		中間処理業者	焼却		
	塗料カス汚泥	中間処理業者	エマルジョン燃料化	セメント原料	
廃油	ウエス・オガコ	中間処理業者	焼却	路盤材	
	水性塗装ブース廃液	中間処理業者	エマルジョン燃料化	セメント原料	
	塗料カSD	中間処理業者	焼却	路盤材	
	濃縮廃液	自社	濃縮	路盤材	自社処理後、 業者へ委託
		中間処理業者	焼却		
	油泥	中間処理業者	焼却	路盤材	
廃酸	化成液	中間処理業者	中和	セメント原料	
廃アルカリ	廃アルカリ	中間処理業者	焼却	原材料	
廃プラスチック類	金属付廃プラ	中間処理業者	破碎選別	燃料・原材料	
	固形燃料廃プラ	中間処理業者	押出成形	燃料	
	電着ろ液	中間処理業者	エマルジョン燃料化	燃料	
	塗料カSP	中間処理業者	焼却	路盤材	
	塗料付アルミ箔	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃タイヤ	中間処理業者	破碎	燃料	
	廃プラスチック類	中間処理業者	焼却	路盤材	
	廃プラスチック類(硬質系)	中間処理業者	圧縮固化	還元材	
	廃塗料缶P	中間処理業者	焼却	路盤材	
木くず	木くず	中間処理業者	破碎	燃料	
金属くず	X線分析装置等	中間処理業者	破碎	原材料	
	乾電池	中間処理業者	選別	原材料	
	蛍光灯	中間処理業者	破碎	原材料	
	小型二次電池	中間処理業者	焼却	路盤材	
	溶接スラッジ・ショットカス	中間処理業者	圧縮固化	製鋼用鉄原料	
ガラス・陶磁器屑	ガラス種々混合物	中間処理業者	破碎	原材料	
	グラスウール	中間処理業者	破碎選別	原材料	
	ブラウン管(金属付)	中間処理業者	破碎	原材料	
	硬質系耐熱ガラス	中間処理業者	破碎	原材料	
	砥石屑	中間処理業者	焼却	原材料	
	砥石屑	中間処理業者	破碎	原材料	
	陶磁器	中間処理業者	破碎	原材料	
鋳さい	サブマージ溶接屑	中間処理業者	溶融	路盤材	
がれき類	床材	中間処理業者	溶融	路盤材	
ばいじん	排気ダスト	中間処理業者	溶融	路盤材	
複合材	リチウムイオン電池 (フォークリフト用)	中間処理業者	破碎	原材料	
	リチウムイオン電池 (フォークリフト用)	中間処理業者	乾燥・破碎	原材料	

産業車両関連事業 環境マネジメント推進体制表



高浜工場公害防止組織表

公害防止統括者		工場長	
公害防止統括者の代理者		副工場長	
		事務局	安全・総務部 安全衛生環境室 環境G
区分	公害防止関連		浄化槽法関連
	公害防止管理者 (大気関係)	公害防止管理者 (水質関係)	浄化槽技術 管理者
	正・副	正・副	正
	廃掃法関連		特別管理 産業廃棄物 管理責任者
		廃棄物処理 責任者	正
		正	正

産業廃棄物の排出抑制に関する事項

【令和6年度 実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス ・陶磁器屑	鋳さい	がれき類	ばいじん	複合材	計
排出量	1,218	519	47	60	309	86	18	4	2	0.1	1	0.3	2,263

【令和7年度 計画】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラス ・陶磁器屑	鋳さい	がれき類	ばいじん	複合材	計
排出量	1,308	557	50	65	332	92	20	4	2	0.1	1	0.4	2,432

分別している産業廃棄物の種類

分別名称	
資源紙	木屑
資源プラ	砥石屑
硬質廃プラ	研磨機の砥石屑
金属付廃プラ	がれき材
廃プラ(ゴム)	グラスウール
水溶性廃油	アルミ箔
化成廃液	ウエス屑、軍手
電着廃液	蛍光灯、電球
汚泥	リチウムイオン電池
油泥	その他の電池
塗料汚泥	小型二次電池
脱水汚泥	遮光面ガラス
清掃汚泥	陶磁器
廃酸	種々混合物ガラス
廃アルカリ	ブラウン管式モニタ
塗料カスD	安全靴
塗料カスP	廃油(油性)
廃グリス	廃タイヤ
研磨粉	廃タイヤ(鋳物付)
ばいじん(排気ダスト)	濃縮廃液
サブマージアーク溶接屑	廃試薬(汚泥)
溶接スラッジ	-

2025/6/13作成
(株)豊田自動織機 高浜工場

【令和6年度実績】

【令和7年度計画】

[illegible]